

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）について  
【平成30年度第1～4四半期】

平成30年4月から平成31年3月までの算出期間（平成30年度第1～4四半期）における、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉豚経営安定交付金交付要綱（平成30年12月21日付け30農畜機第5241号）第4の5の（1）の規定により算出した標準的販売価格及び同（2）の規定により算出した標準的生産費を公表します。

なお、肉豚経営安定交付金が平成30年12月30日から開始されたことから、今回の算出結果については、平成30年12月30日から平成31年3月31日までに販売された肉豚に適用されます。

記

算出期間	平成30年4月から平成31年3月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	35,804円/頭 (①)
肉豚1頭当たりの標準的生産費	33,511円/頭 (②)
肉豚1頭当たりの交付金単価 (参考)	— (①>②のため交付なし)

注：平成30年12月29日以前に販売された養豚経営安定対策事業の事業対象肉豚に適用する養豚補填金は、別途公表しているとおりです。

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課  
担当：須藤、池田、奈良  
電話：03-3583-1150